労働条件通知書

使用者	GWXF-1658 155時間検証企業 0b4a967f
就業サロン	GWXF-1658 155時間検証サロン 0b4a967f
就労場所	東京都新宿区a （変更の範囲：変更なし）
契約更新の有無／使用期間の有無	無し
労働契約の期間に関する事項	就労日当日に限る
従事すべき業務の内容	 ・手が空いたら他の業務をお願いすることがございます。ご了承くださいませ。 （変更の範囲：変更なし）
始業、就業の時刻	始業　2026/11/07(土) 10:00 終業　2026/11/07(土) 11:00
休憩の時刻	—
所定時間外労働の有無に関する事項	有り
基本賃金	時給額1,400円
諸手当の額	交通費300円
所定時間外労働に対して支払われる割増賃金	法定超 25% 深夜割増 25%
賃金支払日	報酬確定日の翌月15日（土日祝の場合は翌営業日）。但し、振込申請があった場合は都度
賃金の支払方法	労働者指定の銀行口座への振込にて全額支払う
昇給、退職手当、賞与の有無	無し
休日・休暇	無し
社会保険等	労災保険の適用あり。雇用保険、健康保険及び厚生年金の適用無し。
解雇の事由	①身体又は精神の障害により業務に耐えられないと認められるとき ②勤怠不良で改善の見込みがないとき ③事業の縮小その他やむを得ない事業場の都合により必要が生じたとき ④労働中に撮影した画像・動画等のコンテンツを許可なくSNS等のWEB上に投稿したとき ⑤SNS等のWEB上において、使用者や使用者の商品、役務提供、顧客についての誹謗中傷となる投稿等をしたとき ⑥使用者の営業秘密を漏えいしたとき ⑦その他前各号に準ずるやむを得ない事由が生じたとき
雇用管理の 改善等に関する事項に係る相談窓口	事業場の長
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
喫煙可能エリアでの作業	無
その他	解雇の事由④～⑥の行為は勤務後も行ってはなりません。